

宇佐八幡と一切経

牧 伸行

〔抄 録〕

六国史の中にみえる一切経の書写記事の中で、宇佐八幡のために書写された一切経についての考察を行い、その契機となった宇佐八幡の託宣と和氣清麻呂をはじめとする和氣氏との関係について考察を行った。その結果、宇佐八幡における一切経の書写は単に宗教的な意味合いを持つだけでなく、託宣を受けた和氣氏、

さらには宇佐八幡と和氣氏との両者の関係によって書写が行われたものであることが推測できた。

キーワード 宇佐八幡 託宣 一切経 和氣清麻呂

はじめに

宇佐八幡宮の名が六国史ではじめてあらわれるのは、『続日本紀』^{〔1〕}卷十二天平九年（七三七）四月乙巳朔条であり、対新羅関係を諸神に報告した中に「八幡」と記されている。そこには、

夏四月乙巳朔。遣使於伊勢神宮。大神社。筑紫住吉。八幡二社及香椎宮。奉幣以告新羅无禮之状。

とあり、この記事を初見として八幡宮の名が六国史に登場する。その後、藤原広嗣の乱に際しては、『続日本紀』卷十三天平十二年

（七四〇）十月壬戌（九日）条にその平定を祈請している。そして、乱平定後には、宇佐八幡宮に報賽が行われていることが『続日本紀』^{〔2〕}卷十四天平十三年（七四一）閏三月甲戌（廿四日）条にみえ、

甲戌。奉八幡神宮秘錦冠一頭。金字最勝王經。法華經各一部。度者十人。封戸馬五疋。又令造三重塔一區。賽宿禰也。

と、『最勝王經』や『大般若經』及び度者が奉られており、さらには三重塔が造られるなど神仏習合的な色彩が濃い内容となっている。神仏習合は奈良時代からその萌芽がみられることは既に指摘されている^{〔3〕}が、なかでも宇佐八幡宮の場合は比較的早い例に入るものと思われる。

宇佐八幡宮における神仏習合の例は数多く存在し、六国史でも『日本後紀』卷十七大同四年(八〇九)閏二月丁酉(廿一日)条^①では「八幡大菩薩」と菩薩号を付されている。そして、六国史の中で特に注目されることの一つとして八幡と一切経の記事が散見する。それぞれの記事は、単独の場合もあるが、関連している記事も存在しており、宇佐八幡宮と一切経との関連の記事は、

A 『類聚国史』卷百八十諸寺一七九諸宗 天長元年(八二四)九月壬申(廿七日)条^⑤

B 『類聚国史』卷五十八「八幡大神」 天長六年(八二九)五月丁酉(十九日)条

C 『続日本後紀』卷二天長十年(八三三)十月戊申(廿八日)条^⑥

D 『日本三代実録』卷二七貞観十七年(八七五)三月廿八日辛亥条^⑦

以上の四例となる。詳細については後述するが、このうちA・B・Cは関連すると考えることができ、Dのみが八幡宮の一切経についてのものであっても独自の記事といえる。このうちA〜Cについては、八幡と一切経というだけではなく、そこには和氣氏の関与も考えられるものであり、これについて以下に考察を加えて行きたい。

一 六国史にみえる宇佐八幡宮一切経関連記事の検討

先に述べたように、宇佐八幡宮と一切経に関連する記事は、四例存在する。以下に、関連すると考えられるA〜Dの全文を煩雑ではあるが、それぞれの記事を挙げる。

A 『類聚国史』卷百八十諸寺一七九諸宗 天長元年(八二四)九月壬申(廿七日)条

以_レ高_レ雄_レ寺_レ爲_レ定_レ額_レ。并_レ定_レ得_レ度_レ経_レ業_レ等_レ。正_レ五_レ位_レ下_レ行_レ河_レ内_レ守_レ和_レ氣_レ朝_レ臣_レ眞_レ綱_レ。從_レ五_レ位_レ下_レ彈_レ正_レ少_レ弼_レ和_レ氣_レ朝_レ臣_レ仲_レ世_レ等_レ言_レ。臣_レ聞_レ。父_レ構_レ子_レ終_レ。謂_レ之_レ大_レ孝_レ。營_レ公_レ獻_レ可_レ。惟_レ忠_レ惟_レ孝_レ。不_レ可_レ不_レ順_レ者_レ也_レ。昔_レ景_レ雲_レ年中_レ。僧_レ道_レ鏡_レ。以_レ佞_レ邪_レ之_レ資_レ。登_レ玄_レ扈_レ之_レ上_レ。辱_レ僧_レ法_レ王_レ之_レ號_レ。遂_レ懷_レ窺_レ觀_レ之_レ心_レ。偏_レ邪_レ幣_レ御_レ群_レ神_レ。行_レ權_レ譎_レ御_レ佞_レ黨_レ。爰_レ八_レ幡_レ大_レ神_レ。痛_レ天_レ嗣_レ之_レ傾_レ弱_レ。憂_レ狼_レ奴_レ之_レ將_レ興_レ。神_レ兵_レ尖_レ鋒_レ。鬼_レ戰_レ連_レ年_レ。彼_レ衆_レ我_レ寡_レ。邪_レ強_レ正_レ弱_レ。大_レ神_レ歎_レ自_レ威_レ之_レ難_レ當_レ。仰_レ佛_レ力_レ之_レ奇_レ護_レ。乃_レ入_レ御_レ夢_レ請_レ使_レ者_レ。有_レ勅_レ。追_レ引_レ臣_レ等_レ故_レ考_レ從_レ三_レ位_レ民_レ部_レ卿_レ清_レ麻_レ呂_レ。面_レ宣_レ御_レ夢_レ之_レ事_レ。仍_レ以下_レ天_レ位_レ讓_レ道_レ鏡_レ之_レ事_レ上_レ。令_レ言_レ大_レ神_レ。清_レ麻_レ呂_レ奉_レ詔_レ旨_レ。向_レ宇_レ佐_レ神_レ宮_レ。于_レ時_レ大_レ神_レ託_レ宣_レ。夫_レ神_レ有_レ大_レ少_レ。好_レ惡_レ不_レ同_レ。善_レ神_レ惡_レ淫_レ祀_レ。貪_レ神_レ受_レ邪_レ幣_レ。我_レ爲_レ紹_レ隆_レ皇_レ緒_レ。扶_レ濟_レ國_レ家_レ。寫_レ造_レ一_レ切_レ経_レ及_レ佛_レ。諷_レ誦_レ最_レ勝_レ王_レ經_レ万_レ卷_レ。建_レ一_レ伽_レ藍_レ。除_レ凶_レ逆_レ於_レ一_レ旦_レ。固_レ社_レ禊_レ於_レ万_レ代_レ。汝_レ承_レ此_レ言_レ。莫_レ有_レ違_レ失_レ。清_レ麻_レ呂_レ對_レ大_レ神_レ誓_レ云_レ。國_レ家_レ平_レ定_レ之_レ後_レ必_レ奏_レ後_レ帝_レ。奉_レ果_レ神_レ願_レ。粉_レ骨_レ殞_レ命_レ。不_レ錯_レ神_レ言_レ。還_レ奏_レ此_レ言_レ。遭_レ時_レ不_レ遇_レ。身_レ降_レ刑_レ獄_レ。遂_レ配_レ荒_レ隅_レ。幸_レ蒙_レ神_レ力_レ。再_レ入_レ帝_レ都_レ。後_レ田_レ原_レ天_レ皇_レ。寶_レ龜_レ十_レ一_レ年_レ。數_レ奏_レ此_レ事_レ。天_レ皇_レ感_レ嘆_レ。親_レ製_レ詔_レ書_レ。未_レ行_レ之_レ間_レ。遇_レ讓_レ位_レ之_レ事_レ。天_レ應_レ二_レ年_レ又_レ奏_レ之_レ。柏_レ原_レ先_レ帝_レ。即_レ以_レ前_レ詔_レ。普_レ告_レ天_レ下_レ。至_レ延_レ曆_レ年_レ中_レ。私_レ建_レ伽_レ藍_レ。名_レ曰_レ神_レ願_レ寺_レ。天_レ皇_レ追_レ嘉_レ先_レ功_レ。以_レ神_レ願_レ寺_レ爲_レ定_レ額_レ。今_レ此_レ寺_レ地_レ勢_レ汚_レ穢_レ。不_レ宜_レ壇_レ場_レ。伏_レ望_レ相_レ替_レ高_レ雄_レ寺_レ。以_レ爲_レ定_レ額_レ。名_レ曰_レ神_レ護_レ國_レ祚_レ眞_レ言_レ寺_レ。佛_レ像_レ依_レ大_レ悲_レ胎_レ藏_レ及_レ金_レ剛_レ界_レ等_レ。簡_レ解_レ眞_レ言_レ僧_レ二_レ七_レ人_レ。永_レ爲_レ國_レ家_レ。修_レ行_レ三_レ密

法門。其僧有闕。擇有_レ道行_二僧_一補_レ之。又簡_二貞操沙弥_一二十七人。令_レ轉_レ讀_二守護国界王經_一。及調和風雨成熟五穀經等。晝夜更代。不_レ斷_二其聲_一。七年之後。預_レ得度。一則果_二大神之大願_一。二則除_二國家之災難_一者。勅。一代之間。每年聽_レ度_二一人_一。又備前國水田廿町。賜_二傳二世爲_二功田_一者。入_二彼寺_一充。果_二神願_一者。更延_二二世_一。自餘依_レ請。

B 『類聚国史』卷五「八幡大神」天長六年（八三九）五月丁酉（十九日）条

丁酉。令_レ僧十口。轉_レ讀一切經八幡大菩薩宮寺。

C 『続日本後紀』卷三「天長十年（八三三）十月戊申（廿八日）条

戊申。緣_二景雲之年八幡大菩薩所_一告。至_二天長年中_一。仰_二大宰府_一。寫_二得一切經_一。至_レ是便安_二置_二弥勒寺_一。今更復令_レ寫_二一通_一。置_二之神護寺_一。

D 『日本三代実録』卷二「貞観十七年（八七五）三月廿八日辛亥条廿八日辛亥。遣_二傳灯大法師位安宗於大宰弥勒寺_一。安置一切經三千四百卅二卷大乘經二千二百十四卷。大乘律五十卷。小乘律五百卅卷。録外經百六十七卷。先_レ是。故太政大臣藤原朝臣欲_レ令_二今上_一垂拱而馭_二百靈_一。無爲而安_二万民_一。奉_二爲八幡大菩薩_一。於_二豊前國_一寫_二一切經_一。令_二故傳灯大法師位行教_一檢_二校其事_一。繕寫功成。始有_二首尾_一。今遣_二安宗_一。与_二府司_一相共供養安置_上焉。

順序は逆になるが、この中で単独の記事であるDについて先ず説明する。宇佐八幡宮の神宮である弥勒寺に、藤原良房が清和天皇のため、万民を安んぜんがために、さらには宇佐八幡大菩薩のために、豊前国

に命じて書写させた一切経を奉納したという内容である。そして、藤原良房発願の一切経が豊前国において書写されている。

ことについて、当時九州に来襲していた新羅の海賊等に関する外的危機に対処するためという指摘が行われている。⁽⁸⁾

そして、それぞれが関連するAからCについてであるが、Aは高雄寺すなわち神護寺を定額寺とした時の和氣真綱・仲世による奏言である。これは定額寺である神願寺の寺地が「地勢汚穢」であるため「壇上」に相応しくないために、その寺格を高雄寺と「相替」えんことを願い出たものである。ここにみえる神願寺は、かつて宇佐八幡が和氣清麻呂に対して下した神託の中に「我爲_二紹隆皇緒_一。扶_二濟國家_一。寫_二造一切経及佛_一。諷誦最勝王經万卷。建_二伽藍_一。除_二凶逆於一旦_一。固_二社祿於万代_一」とあり、一切経の書写と仏像の造立、最勝王經万卷の諷誦、さらに「伽藍を建立することを命じたことが記されており、神託に依って建立した寺であったという。建立に際しては、まず後田原天皇すなわち光仁天皇に上奏しその許可を得たものの、讓位等がありうやむやとなつてしまひ、改めて桓武天皇に奏上したとある。そして、桓武天皇よつて建立の許可を受けて延暦年中（七八二〜八〇五）に建立したと記されている。ただし、光仁天皇への上奏が宝龜十一年（七八〇）であり、桓武天皇への再上奏が天応二年（延暦元年へ七八二）と明確に記されているのに対して、建立が成つたのが延暦年中と曖昧な表現となっている。その時期については『類聚国史』一八二寺田地の延暦十二年（七九三）十月辛亥（六日）条に、

辛亥。正四位下和氣朝臣清麻呂奏請。能登国壘田五十八町。施

入神願寺。許_レ之。

とあり、遅くとも延暦十二年(七九三)の時点で神願寺の建立が終わっていた可能性がある。そうすると、和氣清麻呂自身に宇佐八幡託宣事件後に不遇の時代があったとしても、少し時間的に遅すぎるのではないだろうか。

すなわち、宇佐八幡託宣事件については『続日本紀』の神護景雲三年(七六九)九月己丑(廿五日)条⁹⁾に宣命第四十四詔が掲載されており、この宣命によって宇佐八幡の託宣事件により、清麻呂・法均姉弟を退けることが告げられている。この九月己丑条は和氣清麻呂が託宣を受け、称徳天皇に報告した際に発せられたものであるが、日付は宣命が出された時ではなく、後に和氣清麻呂が除名されて大隅に姉である広虫が還俗させられて備後に配流された時に出された日であろう。『続日本紀』神護景雲三年(七六九)八月甲寅(十九日)条に「從五位下輔治能真人清麻呂爲因幡員外介」とあることから、和氣清麻呂が宣命にみえる因幡員外介に左遷されたのは八月十九日であり、託宣が下されたのはこれ以前ということになる。すなわち、神護景雲三年(七六九)に宇佐八幡から託宣を下されてから神願寺の建立があったと考えられる延暦十二年(七九三)まで二十四年もの歳月を要している。

Bでは、これは「八幡大菩薩宮寺」すなわち弥勒寺において一切経を転読したということが記されている。そして、この一切経であるが、Cにあるように「景雲之年」に八幡宮の告げるところによって、天長年中(八二四〜八三四)に大宰府に命じて書写させた一切経であった

ことが明らかとなる。すなわち、一切経の書写事業が完成したことを示していると考えられる。

Cではさらに一切経もう一部を書写して神護寺に置くことが命じられている。ここで、一切経を通じて弥勒寺(宇佐八幡宮)と神護寺との間に密接な関係が生じていることがわかるが、このように弥勒寺と神護寺との間に密接な関係が生じた原因としてあげられるのがAの記事であったといえる。すなわち、Aの記事こそが「景雲之年」に八幡宮が告げた内容が記されているのである。また、Cの一切経について貞観九年(八六七)の『安祥寺伽藍縁起資財帳』¹⁰⁾に記されている恵運の経歴に、

天長十年奉_レ勅、被_レ拜_ニ鎮西府觀音寺講師兼筑前國講師、以_レ爲_ニ九國二嶋之僧統、特_レ勾_ニ當大藏經之事、恵運固辭_レ不_レ許、強_レ赴_ニ任所、

と、恵運がこの時の一切経書写を勾当したことが明らかとなる。そして、この天長十年(八三三)のこととして、勅によって觀世音寺講師と筑前国講師の兼任が、さらに大藏経の事を勾当することを命じられている。この時の大藏経の書写事業が、Cにある神護寺に安置するために書写が命じられた一切経書写事業を完遂するためだったと考えよう。恵運の場合、天長十年(八三三)以前に「坂東」において一切経書写事業を検校しており、四年で完成させていたという実績によるものであろう。

そうすると、この一連の一切経写経事業が行われることになった要因としては、宇佐八幡自体による託宣であったといえる。しかし、こ

の託宣が行われることになったのが八幡宮託宣事件に際してであったが、『続日本紀』卷卅神護景雲三年（七六九）九月己丑（二五日）条注における宇佐八幡の託宣には、このAの上表文に記されている内容はほとんど記されておらず、ただ「我國家開闢以來。君臣定矣。以_レ臣爲_レ君。未_レ之有_二也。天之日嗣必立_二皇緒。无道之人。宜_二早掃除_一とあるのみである。また、神願寺が託宣を降されてより二十四年の歳月を有したことも増して、六十四年の歳月が経過していることを併せ考えると、神願寺の建立や一切経の写経について、本当に託宣の中に含まれていたのか疑問が生じざるを得ない。

二 和氣清麻呂薨伝と宇佐八幡宮

ところで、『日本後紀』卷八延暦十八年（七九九）二月乙未（廿一日）条には和氣清麻呂の薨去記事が「贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨」と記されている。それに続いて和氣清麻呂の伝記（薨伝）が掲載されている。和氣清麻呂の生涯については、すでに平野邦雄氏による詳細な研究があるが、『日本後紀』所収の清麻呂薨伝については既に谷戸美穂子氏や榎木謙周氏によって検討が行われており、概要については榎木氏によって以下のように分類されており、その分類にしたがって本文を記す。

①本姓

本姓磐梨別公。右京人也。後改_二姓藤野和氣真人_一。清麻呂爲_レ人高直。匪躬之節。

②高野天皇へ（孝謙上皇）称徳天皇への奉仕

與_二姉廣虫_一共事_二高野天皇_一。並蒙_二愛信_一。任_二右兵衛少尉_一。神護初授_二從五位下_一。遷_二近衛將監_一。特賜_二封五十戸_一。姉廣虫及_二笄年_一。許_二嫁從五位下葛木宿祢戸主_一。既而天皇落飾。隨出家爲_二御弟子_一。法名法均。授_二進守大夫尼位_一。委_二以_二腹心_一。賜_二四位封并位祿位田_一。寶字八年大保惠美忍勝叛逆伏_レ誅。連及當_レ斬者三百七十五人。法均切諫。天皇納_レ之。減_二死刑_一以_レ處_二流徒_一。乱止之後。民苦_二飢疫_一。弃_二子草間_一。遣_レ人收養。得_二八十三兒_一。同名_二養子_一。賜_二葛木首_一。

③宇佐八幡宮神託事件

此時僧道鏡得_二幸於天皇_一。出入警蹕。一擬_二乘輿_一。號曰_二法王_一。大宰主神習宜阿蘇麻呂媚_二事道鏡_一。矯_二八幡神教_一言。令_二道鏡_一即_二帝位_一。天下太平。道鏡聞_レ之。情喜自負。天皇召_二清麻呂於牀下_一。曰。夢有_レ人來。稱_二八幡神使_一云。爲_レ奏_二事請_二尼法均_一。朕答曰。法均軟弱。難_レ堪_二遠路_一。其代遣_二清麻呂_一。汝宜_二早參聽_二神之教_一。道鏡復喚_二清麻呂_一。募以_二大臣之位_一。先_レ是路真人豊永爲_二道鏡之師_一。語_二清麻呂_一云。道鏡若登_二天位_一。吾以_二何面目_一可_レ爲_二其臣_一。吾與_二三子_一共爲_二今日之伯夷_一耳。清麻呂深然_二其言_一。常懷_二致命之志_一。往詣_二神宮_一。神託宣云云。清麻呂祈曰。今大神所_レ教。是國家之大事也。託宣難_レ信。願示_二神異_一。神即忽然現_レ形。其長三丈許。相如_二滿月_一。清麻呂消_レ魂失_レ度。不_レ能_二仰見_一。於是神託宣。我國家君臣分定。而道鏡悖逆無道。輒望_二神器_一。是以神靈震怒。不_レ聽_二其祈_一。汝歸如_二吾言_一奏_レ之。天之日嗣必續_二皇緒_一。汝勿_レ懼_二道鏡之怨_一。吾必相濟。清麻呂歸來。奏如_二神教_一。天皇不_レ忍_レ誅。爲_二因幡

員外介。尋改_レ姓名。爲_レ別部穢麻呂。流_レ于大隅國。尼法均還俗。爲_レ別部狹虫。流_レ于備後國。道鏡又追將_レ殺_レ清麻呂於道。雷雨晦暝。未_レ即_レ行。俄而勅使來僅得_レ免。于時參議右大辨藤原朝臣百川愍_レ其忠烈。便割_レ備後國封郷廿戸。送_レ充於配處。

④光仁朝

寶龜元年聖帝踐祚。有_レ勅入_レ京。賜_レ姓和氣朝臣。復_レ本位名。姉廣虫又掌_レ吐納。叙_レ從四位下。任_レ典藏。累_レ至正四位下。帝從容勅曰。諸侍從臣。毀譽紛紜。未_レ嘗聞_レ法均語_レ他過。友于天至。姉弟同_レ財。孔懷之義。見_レ稱_レ當時。延曆十七年正月十九日薨。與_レ弟卿_レ約期云。諸_レ七及服闋之日。勿_レ勞_レ追福。唯與_レ二三行者。坐_レ靜室。事_レ禮懺_レ耳。後世子孫。仰_レ吾_レ二人。以爲_レ法則。天長一年。天皇追_レ思舊績。贈_レ正三位之告身。

⑤清麻呂の脚病による八幡神参拜

弟清麻呂脚痿不_レ能_レ起立。爲_レ拜_レ八幡神。輿病即_レ路。及_レ至_レ豊前國宇佐郡栲田村。有_レ野猪三百許。挾_レ路而列。徐步前驅十許里。走_レ入山中。見人共異_レ之。拜_レ社之日。始得_レ起步。神託宣賜_レ神封綿八萬餘屯。即頒_レ給宮司以下國中百姓。始駕_レ輿而往。後馳_レ馬而還。累路見人。莫_レ不_レ歎異。

⑥祖先伝承

清麻呂之先出_レ自_レ垂仁天皇皇子鐸石別命。三世孫弟彥王。從_レ神功皇后_レ征_レ新羅_レ凱旋。明年忍熊別皇子有_レ逆謀。皇后遣_レ弟彥王。於_レ針間吉備界山_レ誅_レ之。以_レ從_レ軍功。封_レ藤原縣。因家焉。今分爲_レ美作備前兩國_レ也。高祖父佐波良。曾祖父波伎豆。祖宿奈。父

乎麻呂。墳墓在_レ本郷_レ者。拱樹成林。清麻呂被_レ竄之日。爲_レ人所_レ伐除。歸來上疏陳狀。詔以_レ佐波良等四人并清麻呂爲_レ美作備前兩國國造。

⑦桓武朝における業績

天應元年授_レ從四位下。拜_レ民部大輔。爲_レ攝津大夫。累遷_レ中宮大夫民部卿。授_レ從三位。延曆十七年上表請_レ骸骨。優詔不_レ許。仍賜_レ功田廿町。以傳_レ其子孫。清麻呂練_レ於庶務。尤明_レ古事。撰_レ民部省例廿卷。于_レ今傳焉。奉_レ中宮教。撰_レ和氏譜_レ奏_レ之。帝甚善_レ之。長岡新都。經_レ十載未_レ成_レ功。費不_レ可_レ勝計。清麻呂潛奏。令_レ上託_レ遊獵相_レ葛野_レ地。更遷_レ上都。清麻呂爲_レ攝津大夫。鑿_レ河内川。直通_レ西海。擬_レ除_レ水害。所費巨多。功遂不_レ成。私墾田一百町在_レ備前國。永爲_レ振給田。郷民惠_レ之。薨時贈_レ正三位。年六十七。有_レ六男三女。

⑧長子広世の業績

長子廣世。起_レ家補_レ文章生。延曆四年坐_レ事被_レ禁錮。特降_レ恩詔。除_レ少判事。俄授_レ從五位下。爲_レ式部少輔。便爲_レ大學別當。墾田廿町入_レ寮爲_レ勸學料。請_レ裁_レ闡明經四科之第。又大學會_レ諸儒。講_レ論陰陽書新撰藥經大素等。大學南邊以_レ私宅置_レ弘文院。藏_レ内外經書數千卷。墾田卅町永充_レ學料。以終_レ父志焉。

内容としては、もちろん清麻呂の顕彰が行われているのであるが、通常の薨卒伝には記されることのない⑥の祖先伝承が含まれていることが注目されている。すなわち、この⑥において和氣氏の出自が垂仁天皇に、そして出身地である美作・備前国との関係を神功皇后へと結

び付けることによつて天皇家との繋がりをも強調しているのである¹⁴。しかし、④や⑧の業績は特に清麻呂の伝記としては必要といえるものではない。

では、なぜ必要とはいえないものが含まれているのか。先ず④については姉である広虫については、同じ『日本後紀』巻八延暦十八年(七九九)正月乙丑(二十日)条に卒去記事があり、略伝が記されている。

乙丑。典侍正四位上和氣朝臣広虫卒。從三位行民部卿兼摂津大夫清麻呂姉也。少而出家為尼。供奉高野天皇。為人貞順。節操無虧。事見清麻呂語中。皇統弥照天皇甚信重焉。今上思勞旧。追贈正三位。薨時年七十。

とあり、『日本後紀』の同巻にあるものの、その詳細については「事見清麻呂語中」とあるのに対応しているのであろう。ところで、ここに「皇統弥照天皇」とあるのは桓武天皇のことであり、延暦十八年(七九九)に卒してすぐに広虫の伝が朝廷に提出されているとすると、このような表記にはならないことは明らかである。そのため記事に見える「今上」は桓武天皇ではなく、『日本後紀』が完成した承和七年(八四〇)時点での天皇である仁明天皇をさしているであろうことは想像に難くない。しかし、④には「天長二年。天皇追思舊績。贈正三位之告身」とあることから天長二年(八二五)に追贈が行われており、淳和天皇によるものであったこととなる。何故このような矛盾が生じるのかは不明とするしかないが、『続日本紀』の僧伝については原則として朝廷に提出された伝記には編者は手を加えないという原

則があつたことが指摘¹⁵されている。この原則が『続日本紀』だけでなく、また僧伝以外にも適用されていたとすると、原史料となる和氣氏より提出された広虫や清麻呂の伝記に編者の手が加えられていないと考えることが可能となり、その提出は承和年間、天長二年(八二五)以降同十年(八三三)以前ということになる。これはすなわち、天長年間の和氣氏の意向や動向を大いに反映しているであろうことが推測できる。

そして、⑧の広世の業績であるが、和氣清麻呂の伝記であるにも関わらず子である広世の業績が記されているのである。広世の名が国史にみえるのは全部で九箇所¹⁶であり、そのほとんどが任官記事である。その中で、清麻呂が薨去した年の『日本後紀』巻八延暦十八年(七九九)十二月丁酉(廿八日)条¹⁷では、亡父清麻呂の遺志として私墾田百町を備前国の和氣・盤梨・赤坂・邑久・上道・三野・津高・児島等の八郡卅余郷の賑給分として施入したいが、一処にままとめると不都合があるため、班田に際して私墾田を口分田として、その口分田の地子によつて飢人を救いたい旨を上表して許可されている。また同卷十三大同元年(八〇六)四月丁未(十四日)条¹⁸では、母である和氣嗣子のために自らの位階を譲らんことを請い、嗣子に従五位下が授けられている。

このように、広世については父母のために尽力していることは明らかとなるが、政治上の立場は果たして満足のいくものだったのかは疑問であり、最終的には左中弁に任じられてはいるが、清麻呂と比べると少し物足りないものがあつたといわざるを得ない。ただし、広世は大

同元年(八〇六)の左大弁任官を最後に国史にその姿がみえない。先のAの上表文にも広世の名がみえないことを考えると、その後没しているであろう。それ故に、天長年間(八二四〜八三四)に朝廷に提出されたと考えられる父清麻呂の薨伝の中に長子であった広世の伝記も記されることになったのではないだろうか。そうすることによって、その罪自体は「恩詔」が降されることによって赦されているとはいえず、「延暦四年坐事被禁錮」という瑕疵を補う意図があつたとも考えられよう。

したがって、この和氣清麻呂の薨伝は単に清麻呂を顕彰するだけでなく、当時地位が低下し始めていた和氣氏の地位を再び上げるため、天皇家との繋がりを単に宇佐八幡託宣事件だけに止まらず、垂仁天皇や神功皇后へと結び付けるといふ意図を有している内容となっているのであろう。

三 宇佐八幡の託宣

宇佐八幡が和氣清麻呂に下した託宣であるが、『続日本紀』の記載と『日本後紀』に掲載されている内容を比べてみると、その内容について異なる部分が存在する。最初にその託宣がみえる『続日本紀』神護景雲三年(七九六)九月己丑(廿五日)条には、

我國家開闢以來。君臣定矣。以_レ臣爲_レ君。未_レ之有也。天之日嗣必立_レ皇緒。无道之人。宜_レ早掃除。

我が國家開闢けてより以來、君臣定りぬ。臣を以て君とするこ

とは、未だ有らず。天の日嗣は必ず皇緒を立てよ。无道の人はいしく早に掃ひ除くべし。

と、比較的短い内容であるといえる。異説はあるが、一般にここに見える「无道之人」が道鏡を指すのであり、当時専権を欲しきままにしてきた道鏡を排除することを命じているという理解が一般的に行われている。

次に託宣の内容が記されるのが『日本後紀』巻八延暦十八年(七九九)二月乙未(廿一日)条の和氣清麻呂薨伝である。そこには、

我國家君臣分定。而道鏡悖逆無道。輒望_レ神器。是以神靈震怒。不聽_レ其祈。汝歸如_レ吾言。奏_レ之。天之日嗣必續_レ皇緒。汝勿_レ懼_レ道鏡之怨。吾必相濟。

我が國家は君臣の分定れり。而るに道鏡悖逆無道にして、輒ち神器を望む。是を以て神靈震怒し、其の祈を聴かず。汝歸りて吾が言の如く奏せ。天の日嗣は必ず皇緒に続く。汝、道鏡の怨を懼るること勿かれ。吾れ必ず相濟わん。

という内容が記されている。ただし、宇佐へ到着した後には先ず出された託宣があつたようであるが、清麻呂は「今大神所_レ教。是國家之大事也。託宣難_レ信。願示_レ神異。神即忽然現_レ形」と再度の託宣を願った結果、宇佐八幡が清麻呂の前に出現して下した託宣であつた。これは単に託宣を聞くだけというものではなかったといえる。『続日本紀』では称徳天皇の夢に宇佐八幡の使者が現れているが、宇佐に赴いているとはいえ神の使者ではなく宇佐八幡自身が清麻呂の前に示現するという、天皇にも見ることでできない神の姿を窺見しているということ

あり、清麻呂と宇佐八幡との間に特殊な関係が生じていることを主張しているように考えられる。

そして、Aにおいては、

夫神有_二大少_一。好惡不_レ同。善神惡_レ淫祀。貪神受_二邪幣_一。我爲_レ紹_二隆皇緒_一。扶_二濟國家_一。寫_二造一切經及佛_一。諷_二誦最勝王經万卷_一。建_二一伽藍_一。除_二凶逆於一旦_一。固_二社稷於万代_一。汝承_二此言_一。莫_レ有_二違失_一。

夫れ、神に大小有り、好惡同じうせず。善神は淫祀を惡み、貪神は邪幣を受く。我は皇緒を紹隆し、國家を扶濟せんとす。一切經及び仏を寫造し、最勝王經万卷を諷誦し、一伽藍を立たば、凶逆を一旦除き、社稷を万代に固めん。汝此の言を承り、遺失有ることなかれ。

という内容となっている。道鏡を排除せよという内容は直接に記されず、宇佐八幡の要求のみが、しかも仏教との関係を深めるようなまさに神仏習合的な要求が記される内容へと変化している。ただ、その後において当時の状況や道鏡の悪行が触れられているが、託宣の直接的な内容とはなっていない。これは単にその目的とするところが異なるために、託宣の内容が宇佐八幡の要求したことをのみを明記している可能性はあるが、それでも肝心な道鏡を排除するべきであるという核となる部分が託宣の中に含まれていないのは不審である。

ところで、和氣清麻呂と宇佐八幡との関係については先の和氣清麻呂薨伝の⑥の部分にもより説話的な話が挿入されている。脚病を患った清麻呂が、その治癒のため宇佐八幡に詣でて、結果全快した上に、

宇佐八幡の託宣により「神封綿八萬餘屯」を賜つて、国中の人民に頒ち与えたという内容になっている。「野猪」に関するものなど、俄には信じ難い内容も含まれており、全てを事実としてとらえることはできないが、それでも宇佐八幡と和氣清麻呂との密接な関係が示唆されている。

このように、宇佐八幡との関係は特に和氣清麻呂自身との個人的な関係が主であったと考えられるが、そこに和氣氏特に清麻呂の子供たちによる介入が行われているのではないだろうか。すなわち、当時の朝廷にあつて宇佐八幡は特別な地位にあつたという点が指摘できる。例えば、『統日本紀』によると宇佐八幡に与えられた神階は一品であり、²⁰他の神に与えられる神階とは異なっており、天皇家から特別視される神であつたといえよう。そして、その宇佐八幡との関係を清麻呂だけのものにせず、和氣氏にも及ぼす意図があつたものと考えられる。そのため、託宣が下されたのが神護景雲三年（七六九）であつたにも関わらず、あえて数十年を経た時点で託宣の内容が変更あるいは増補されたのではないだろうか。これは当時の和氣氏を取り巻く状況が宇佐八幡との関係を強調せざるを得ないものであつたことを示していると推測できる。

当時の和氣氏を代表する人物の中では清麻呂の子であり、Aの上表文を提出した真綱・仲世の二人を挙げることができる。特に真綱は承和七年（八四〇）八月に従四位上右大弁で参議に任ぜられるなど、²²父の後を継いで朝廷での地歩を築いている。また、『統日本後紀』卷十六承和十三年（八四六）九月乙丑（廿七日）条に掲載されている卒伝²³

によると「天台眞言兩宗建立者。眞綱及其兄但馬守廣世兩人之力也」とあるように、最澄・空海の外護者として仏教についても深い造詣を保持していたことが知られる。

また、一般に宇佐使²⁴という和氣広世が知られているが、眞綱も天長十年（八三三）四月には仁明天皇の即位を告げるために八幡と香椎廟に遣わされており、宇佐八幡との関係があつたであろうことは十分に認められる。そうすると、和氣氏側からだけではなく、むしろ宇佐八幡側からも積極的な働きかけがあり、両者の利害が一致したために、一切経書写に関する託宣が創作された可能性もあるのではないだろうか。

おわりに

六国史の中に見える一切経の書写記事の中で、宇佐八幡のために書写された一切経についての考察を行い、その契機となつた宇佐八幡の託宣と和氣清麻呂をはじめとする和氣氏との関係について考察を行った。その結果、宇佐八幡における一切経の書写は単に宗教的な意味合いを持つだけではなく、託宣を受けた和氣氏、さらには宇佐八幡と和氣氏との両者の関係によつて書写が行われたものであることが推測できた。

和氣清麻呂と宇佐八幡との間には、道鏡事件によつて関係が生じたであろうことが推測できるが、さらに和氣清麻呂個人に止まらず、和氣氏との間にも関係を生じることになつたのが、Aの記事であると考

えられる。これは和氣氏からの働きかけだけではなく、宇佐八幡側からの働きかけも大いにあつたものと考えられる。

和氣清麻呂自身は、桓武天皇との個人的な関係もあり大いに累進しているのに対して、その子孫特に子供たちにあつては、政局に積極的に関わることもなく文人貴族であつたことも要因としてあるのではないだろうか。清麻呂とその姉広虫は天皇家との関わりの中で中央政界に地歩を築いたが、そういった天皇家あるいは特定の天皇との関係を結ぶことを行わなかつた代わりに、宇佐八幡との関係を強化することに努力するに至つたのではないかと考えることができる。

〔注〕

- (1) 『続日本紀』の引用に際しては、『新訂増補国史大系』本を原則として用い、適宜『岩波新古典文学大系』本により補う。
- (2) 村上修一『本地垂迹』（日本歴史叢書、吉川弘文館、一九七四年）など
- (3) 中野幡能『宇佐八幡放生会と法蓮』（岩田書院、一九九八年）をはじめとする、中野氏による一連の研究があげられる。
- (4) 『新訂増補国史大系』本。
- (5) 『新訂増補国史大系』本。
- (6) 『新訂増補国史大系』本。
- (7) 『新訂増補国史大系』本。
- (8) 堀池春峰『平安時代の一切経書写と法隆寺一切経』（『南都仏教史の研究』下へ諸寺篇）、法蔵館、一九八二年。初出は一九七一年。
- (9) 『続日本紀』卷卅神護景雲三年（七六九）九月己丑（廿五日）条。なお宣命第四十四詔は五段からなり、それに続いて事件の経緯が記されている。

〈第一段〉

己丑。詔曰。天皇良我御命良麻止。詔久。夫臣下等云物波君仁隨天淨久貞仁明心乎以天君乎助護對天方無礼岐面幣利無久後仁波謗言無久姦偽利語曲流心無之天奉侍倍岐物仁在。然物乎從五位下因幡國員外介輔治能真人清麻呂其我姉法均止甚大仁惡久姦流妄語乎作天朕仁對天法均伊物奏利。此乎見流仁面乃色形口尔云言猶明尔已何作天云言乎大神乃御命止借天言止所知奴。問求仁朕所念之天在何如久大神乃御命尔波不在止聞行定都。故是以法乃麻尔麻退給止詔布御命乎衆諸聞食止宣。

〈第二段〉

復詔久此事方人乃奏天在仁毛不在。唯言其理尔不在逆尔云利。面幣利毛無礼之天已事乎納用与止念天在。是天地乃逆止云尔此与利増波無。然此方諸聖等天神地祇現給比悟給尔已曾在礼。誰可敢与朕尔奏給牟。猶人方不奏在等毛心中惡久垢久濁天在人波必天地現之示給都留物會。是以人人已何心乎明。尔清久貞尔謹天奉侍止詔布御命乎衆諸聞食止宣。

〈第三段〉

復此事乎知天清麻呂等止相謀家牟人在止方所知天在止毛君波慈乎以与天下乃政波行給物尔伊麻世波奈毛慈備愍美給天免給布。然行事乃重在牟人乎波法乃麻尔麻收給牟物會。如是状悟天先尔清麻呂等止同心之天一二乃事毛相謀家牟人等波心改天明仁貞尔在心乎以天奉侍止詔布御命乎衆諸聞食止宣。

〈第四段〉

復清麻呂等波奉侍留奴止所念天已曾姓毛賜与治給天之可。今波穢奴止之与退給尔依奈毛賜幣利之姓方取与別部止成給与我名波穢麻呂止給比法均我名毛廣虫賣止還給止詔布御命乎衆諸聞食止宣。

〈第五段〉

復明基波廣虫賣止身波二尔在止毛心波一尔在止所知与奈毛其我名毛取給与同久退給等詔布御命乎衆諸聞食止宣。

〈宇佐八幡託宣事件の経緯〉

始大宰主神習宜阿曾麻呂希旨。方媚事道鏡。因矯八幡神教言。令三道鏡即皇位。天下太平。道鏡聞之。深喜自負。天皇召清麻呂於床下。勅曰。昨夜夢。八幡神使來云。大神爲令奏事。請尼法均。

宜汝清麻呂相代而往聽彼神命。臨發。道鏡語清麻呂曰。大神所以請使者。蓋爲告我即位之事。曰重募以官爵。清麻呂行詣神宮。大神託宣曰。我國家開闢以來。君臣定矣。以臣爲君。未之有也。天之日嗣必立皇緒。无道之人。宜早掃除。清麻呂來歸。奏如神教。於是道鏡大怒。解清麻呂本官。出爲因幡員外介。未之任所。尋有詔。除名配於大隅。其姉法均還俗配於備後。

(10) 『安祥寺伽藍縁起資財帳』には以下のようにある。

少僧都法眼和尚位惠運進具之後、相隨本師東大寺泰基大律師并律師中繼大律師之所、遊於離識無境之道、日夕剋念、欲入至極之祕教、阿闍梨少僧都實惠大律師勸獎云、夫法相大乘、雖教廣理深、而不超三大、得課尤難、不斷種習、證理安在、徒然馳即、多劫破隱困窮、唯有三乘之外、神道乘者、是三藏之外、持明藏也、一念之便、不經三祇、而九重妄執忽清、一觀之即、不掃磐石、而三重曼荼頓得、所謂即身成佛之祕述者也、惠運依阿闍梨教誡、鑽仰其宗、一紀之念不覺而至、忽然有勅、檢校寫一切經於坂東、歷四年、強功畢、天長十年奉勅、被拜鎮西府觀音寺講師兼筑前國講師、以爲九國二嶋之僧統、特勾當大藏經之事、惠運固辭不許、強赴任所、所翹競寸陰、而顯得心佛之曼荼、寧樂經半紀、而叨爲首領之浮事、儻值大唐商客李處人等化來、惠運就化、要望乘公歸船入唐、巡禮薦福、興善寺曼荼羅道場、得見青龍義貞和尚、請益於祕宗、兼看南岳五臺之聖迹、船主許諾云、東西任命、駟馳隨力、遂則承和九年、即大唐會昌二年歲次壬戌、夏五月端午日、脫躡兩箇講師、即出去觀音寺、在太宰府博多津頭、始上船到於肥前國松浦郡遠值嘉島那留浦、而船主李處人等、棄唐來舊船、便採嶋裏楠木、新織作船舶、三箇月日、其功已訖、秋八月廿四日午後上帆、過大洋海入唐、得正東風六箇日夜、船著大唐温州樂城縣玉留鎮守府前頭、經五箇年巡禮求學、承和十四年、即大唐大中二年歲次丁卯、夏六月廿一日、乘唐人張友信・元靜等之船、從明州望海鎮頭而上帆、得西風三箇日夜、歸著遠值嘉島那留浦、纔入浦口、風即止、舉船歎云、奇快奇快也云々、旋歸本朝、其取來儀軌・經論・佛菩薩祖師像・曼荼羅道具等如

目録、嘉祥元年歲次戊辰、秋八月、得前攝津國少掾上毛野朝臣松雄之松山箇峯、謹奉爲太皇太后并四恩、始建安祥寺、仁壽元年歲次辛未、春三月、太皇太后宮始置七僧、以持念薰修、二年秋閏八月、額稻一千斤、以爲常燈分、卽下官符、付之山城國、齊衡二年歲次乙亥、言上編官額、三年歲次丙子、冬十月、施入寺之四邊山、貞觀元年歲次己卯、夏四月、上啓請每年度僧、以令恒轉諸宗法輪、殿下允許、遂發勝願、建立堂宇、圖書尊像、繕寫大乘、始度年分、晝夜無間轉法輪、講安居經、講於唯摩最勝會之立義、聽衆等人又開供、以擬講三藏教法、今爲令後裔識建寺之由緣、錄在帳首云爾、

山五十町、四至へ東限大檜大谷 南限山陵 西限堺峯 北限檜尾古寺所

在山城國宇治郡餘戶郷北方、安祥寺上寺在其裏、建立已後經九箇年、至齊衡三年歲次丙子、冬十月、太皇太后宮買上件山、施入於安祥寺、

(中略)

上件資財帳勘錄如右、若不請官印、恐後代輕忽、望請官印、以爲公驗、將令後代見之者、慎重傳之不朽、

貞觀九年歲次丁亥六月十一日 少僧都法眼和尚位惠連
 寺家別當右大史正六位上坂上宿禰斯文
 參議正四位下行左大辨兼播磨權守大江朝臣音人

左大史坂上斯文仰云、左大辨大江朝臣音人傳宣、右大臣宣、安祥寺所申資財帳等捺印之事、須捺官印、而彼寺是太皇太后宮御願建立也、宜以職家印令捺之者、

貞觀十三年八月十七日 少屬御春有世奉

奉行

大夫闕

亮兼美濃權介藤原朝臣遠經

大進藤原朝臣眞常
 少進藤原範方
 少進闕
 大屬上貞野

少屬清科良行

(11) 平野邦雄『和氣清麻呂』(人物叢書、吉川弘文館、一九六四年)。

(12) 谷戸美穂子『和氣清麻呂の『伝』と八幡神』(『古代文学』三九、一九九九年)。

(13) 榎木謙周『和氣清麻呂一王權と寺院建立』(石上英一・鎌田元一・榮原永遠男監修『古代の人物③』平城京の落日)所収、二〇〇五年、清文堂。

(14) 谷戸前掲注(12)論文。

(15) 水野柳太郎『道照伝考』(『奈良史学』第一号、一九八三年)、同「行基の大仏勧進記事めぐって」『続日本紀』卷十五天平十五年十月乙酉条一(『続日本紀研究』第三〇〇号、一九九六年)など。

(16) ①『日本紀略』延曆十四年(七九五)十月癸巳(卅日)条。

癸巳。縫殿助板茂連浜主、式部少輔和氣朝臣広世、有勅、特令兩人帶劍。

②『日本後紀』卷八延曆十八年(七九九)四月癸未(九日)条。起從五位下和氣朝臣広世復本官。

③『日本後紀』卷八延曆十八年(七九九)九月辛亥(十日)条。式部少輔從五位下和氣朝臣広世爲兼阿波守。

④『日本後紀』卷八延曆十八年(七九九)十二月丁酉(廿八日)条。丁酉。式部少輔從五位下和氣朝臣広世言。亡考清麻呂平生常言。身食厚祿。無益於公。兼忝国造。無德於民。懷抱怨恋。願念故郷。憐彼窮民。不能忘焉。願以私墾田二百町。擬和氣。盤梨。赤坂。邑久。上道。三野。津高。児島等八郡卅余郷賑救之分。然一

処混置。諸郷難及。若遭班田。奏聞。以此墾田。班田口分。彼郷分田量換。置名爲賑救田。以仍其地子。季夏之月。賑給飢人。以救民命。以報国恩。隙駒不駐。所願未果。仍表先志。許之。

⑤『日本後紀』卷十三延曆廿四年(八〇五乙酉)十月己亥(四日)条。從五位上和氣朝臣広世爲美作守。

⑥『日本後紀』卷十三大同元年(八〇六)二月庚戌(十六日)条。從五位上和氣朝臣広世爲式部大輔。大学頭美作守如故。

⑦ 『日本後紀』卷十三大同元年(八〇六)四月丙午(十三日)条

是日。從四位下藤原朝臣緒嗣。秋篠朝臣安人授從四位上。從五位上和氣朝臣広世。石川朝臣河主正五位下。從五位下平群朝臣真常。池田朝臣春野從五位上。並以下奉侍先帝。兼監護山陵上也。

⑧ 『日本後紀』卷十三大同元年(八〇六)四月丁未(十四日)条

丁未。无位和氣朝臣嗣子授從五位下。正五位下和氣朝臣広世之母也。広世請以位讓母。上愍其志。故有此授。

⑨ 『日本後紀』卷十三大同元年(八〇六)五月甲子朔条

正五位下和氣朝臣広世為左中弁。大學頭美作守如故。

(17) 『日本後紀』卷八延暦十八年(七九九)十二月丁酉(廿八日)条。

丁酉。式部少輔從五位下和氣朝臣広世言。亡考清麻呂平生常言。

身食厚祿。無益於公。兼忝国造。無德於民。懷抱恋恋。

願念故鄉。憐彼窮民。不能忘焉。願以私墾田二百町。擬和

氣。盤梨。赤坂。邑久。上道。三野。津高。兒島等八郡卅余鄉賑

救之分。然。処混置。諸鄉難及。若遭班田。奏聞。以此墾田。

班田口分。彼鄉分田量換。置名為賑救田。以仍其地子。季夏

之月。賑給飢人。以救民命。以報国恩。隙駒不駐。所願未

果。仍表先志。許之。

(18) 『日本後紀』卷十三大同元年(八〇六)四月丁未(十四日)条。

丁未。无位和氣朝臣嗣子授從五位下。正五位下和氣朝臣広世之

母也。広世請以位讓母。上愍其志。故有此授。

(19) 中西康裕「道鏡事件」(『統日本紀と奈良朝の政変』、吉川弘文館、二

〇〇二年、初出は一九九三年)。

(20) 『統日本紀』卷十七天平勝宝元年(七四九)十二月丁亥(廿七日)条

に「因奉大神一品。比咩神二品」とある。

(21) 品位を神階として授けられた神としては、『三代実録』卷二貞観元年

(八五九)正月廿七日 甲申条に「廿七日甲申。京畿七道諸神進階及

新叙。惣二百六十七社」とありその中で「奉授淡路國无品勳八等伊

佐奈岐命一品。備中國三品吉備都彦命二品」とある。

(22) 『統日本後紀』卷九承和七年(八四〇)八月辛亥(八日)条。

八月甲辰朔辛亥。詔以大納言正三位源朝臣常為右大臣。中納言正三位藤原朝臣愛發為大納言。權中納言從三位藤原朝臣良房為中納言。丹波守從四位下正躬王。右大弁從四位上和氣朝臣真綱並為參議。

(23) 『統日本後紀』卷十六承和十三年(八四六)九月乙丑(廿七日)条。

乙丑。參議從四位上和氣朝臣真綱卒也。真綱。故民部卿從三位清麻呂

之第五子也。真綱稟性敦厚。忠孝兼資。執事之中。未嘗邪枉。少遊

大學。頗讀史傳。弱冠補文章生。延暦廿年始預官班。任内舍人。

大同四年遷治部中務丞。弘仁六年叙從五位下。爾來三代。經歷内

外官。惣是卅餘員。左右大少弁。左右中少將。凡厥清要之地莫不涉

踐。爾乃截止於從四位。官登於平章事。加以道心有素。佛乘是歸。

天台眞言兩宗建立者。真綱及其兄但馬守廣世兩人之力也。又為左近

衛次將時。割留俸分。兼添私物。買得攝津國良田。納之厨家。

有篋膠投河之義。士卒補疲。于今賴之。情切助公。於焉可見。

但禍福糾纏。倚伏難量。至當年春夏之際。法隆寺僧善愷。告少

納言從五位下登美真人直名所犯之罪。官欲三任理聽其訴訟。而同

僚中有援引直名者。翻以傍官誣為許容違法之訴。先令明法

博士等斷許容之罪。博士等有所畏避。不曾正言。箕星畢星。所

好各異。公罪私罪。其論不同。於是真綱自謂。塵起之路。行人掩

目。枉判之場。孤直何益。不如去職。早入冥冥。固問山門。無

病而卒。時年六十四。

(24) 宇佐使については「侍中群要」卷八「諸使事」に「宇佐使殿上五位神

祇卜部官符御牒御即位時和氣氏五位」とあり、和氣氏で五位のもの

が天皇即位に際して派遣されていた。

(25) 『統日本後紀』卷一天長十年(八三三)四月壬戌(五日)条。

壬戌。遣從四位下行伊豫權守和氣朝臣真綱。奉御劍幣帛於八幡大

菩薩宮及香椎廟。告新即位也。

(まき のぶゆき 非常勤講師)

二〇一三年十一月十五日受理